

北区自治協議会 会長様

平成 30 年 10 月 18 日

北区自治協議会における委員の再任方針（案）の検討結果について

北区自治協議会運営検討特別部会
部会長 阿部 康夫

新潟市区自治協議会条例の改正案が 9 月議会に上程され（その後 9 月 26 日議決）、平成 31 年度から 2 年間の任期である第 7 期委員選出より、再任回数の上限が無くなり、各区の実情に応じて、委員の再任回数を独自に設定できるという方針が示されました。そこで、北区自治協議会では、運営検討特別部会を立ち上げこの件を検討することとなり、9 月 20 日に全会一致をもって下記の通り決定しましたので報告します。

1) 北区自治協議会の委員の再任方針（案）

委員区分	再任回数 (最長任期)	旧委員 区分	選出母体
1号委員 (地域コミュニティ協議会等の選出者)	2回(6年)	1号	地域コミュニティ協議会、 複数のコミュニティ協議会 で構成された連合組織
2号委員 (公共的団体等の選出者)	1回(4年)	2号	区内の公共的な活動を営む団体 (法人格の有無を問わない)
3号委員 (区長が必要と認めた者) ※公募委員(旧4号委員) は除く	1回(4年)	3・4・5号	区長が必要と認めた者、有識者、 公共的団体等の従たる事務所・支 店等

・ただし、他の者に替えがたいと認められる 1 号または 2 号委員は、選出団体や委員資格が異なる場合は、4 年または 6 年を越えて 5 期 10 年まで再任することもできる。

※公募委員については区民による区政への参画機会を確保するため、再任回数の上限を 1 回とする旨は、改正後の運営指針でも規定される。

